

教職員の SNS 等利用に関する基本方針

1 基本方針

学校から児童生徒及び保護者への連絡は、校内での対面、文書の配布、公用電話、学校ホームページへの掲載又は保護者へ一斉送信する電子メールによることを基本とし、学校管理下において行うものを除き、SNS等を利用した児童生徒への連絡は禁止する。

なお、学校管理下において行うものとは、次の3に定めるものをいう。

2 定義

本方針において、「SNS等」とは、ソーシャルネットワーキングサービス（LINE、X（旧 Twitter）等）、学校や企業向けに開発されたファイル共有やコミュニケーションのためのサービス（Microsoft Teams、ロイロノート等授業支援ソフトに付随するコミュニケーションツール等）又は電子メール等、インターネットを介して個人間でメッセージの送受信を行うことのできるサービスをいう。

3 学校管理下における SNS 等を利用した児童生徒への連絡

オンラインを活用した教科指導、学級運営や部活動指導上の簡易な連絡、緊急を要する連絡等、SNS等を用いて児童生徒へ直接連絡を行う必要がある場合は、児童生徒と一対一でメッセージを送受信せず、管理職、副担任、副顧問、学年主任など他の教職員をメンバーとして登録したグループを設けたり、他の教職員に同時送信（CC、BCC）したりするなど、他の教職員が連絡内容を共有できる環境内で送受信すること。

その際に利用するアカウント等及び端末については次の（1）によることとし、これによりがたい場合は（2）によること。

（1）学校管理アカウント等による連絡（例：Microsoft Teams、ロイロノートアカウント等）

学校から児童生徒及び教職員に付与されたアカウントやメールアドレス（以下「アカウント等」という。）を使用し、原則として公用の端末（校務用パソコンやタブレット等）を用いて送受信すること。

（2）学校の使用許可を得た個人アカウント等による連絡（LINE 等）

ア あらかじめ校長の許可を得ることにより、個人で取得した SNS 等のアカウント等を用いて業務上必要な連絡を行うことができること。

イ 校長への許可申請は別紙3を参考に行うこと。

ウ 個人アカウント等の収集に当たっては児童生徒及び保護者に目的や連絡の内容等を十分説明した上で同意を得ること。

収集した個人アカウント等の情報は外部に流出させることがないように、厳正な管理を徹底すること。また、必要がなくなった場合は、管理職の確認のもと、アカウント等の情報を確実に削除すること。

4 児童生徒等への対応

（1）以上の対応方針については、予め児童生徒及び保護者に対して周知し、理解を得ること。

（2）児童生徒から、意図せず SNS 等によるメッセージを受信した場合には、3に準じた対応を原則とするが、緊急を要する相談や児童生徒の生命身体に危険が生じている場合等、速やか

に返信する必要がある場合は、適切に対応した上で、事後速やかに管理職等へ報告すること。

なお、改めて言うまでもなく、SNS等は児童生徒にとって最も身近な連絡・情報発信の手段となっており、悩み事などの相談を行うためのツールとして重要性が高まっている。SNS等でしか相談できない児童生徒や、一見相談ではないような文章で何らかのサインを送っている場合もあり、重大な事態につながる可能性もあるため、SNS等による相談があった場合には、個々の事案の内容や児童生徒の特性等に応じ、適切に対応すること。ただし、こうした場合であっても本指針に基づき、上記3又は本項前段に基づく対応が必要であるので留意すること。

5 SNS等を使用した情報発信及び広報

- (1) 学校教育活動における広報の一環として、SNS等の公的なアカウントにより情報発信する場合は、市が定める「小郡市ソーシャルメディア運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い、適切に運用すること。
- (2) 教職員がSNS等の個人アカウントにより情報発信する場合においても、ガイドラインの3及び8の規定に準じて対応すること。

小郡市ソーシャルメディア運用ガイドライン(抜粋)

3 基本原則

- (1) 職員としての自覚と責任を持った発言を行うこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務に関する規定等を遵守すること。
- (3) 個人情報の取り扱いに十分に注意すること。
- (4) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等の利用者の権利等を侵害しないよう、十分に注意すること。
- (5) 発信する情報は正確に、誤解を与えないように記述するとともに、利用者に配慮した平易な文体で簡潔な内容にするよう努めること。
- (6) 発信した情報により、意図せず他の利用者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、冷静かつ誠実な対応をすること。

8 禁止事項

次に掲げる情報は発信してはならない。また、次に掲げる情報へのリンクを行ってはならない。

- (1) 他者を侮辱する情報
- (2) 政治、宗教に関する情報
- (3) 社会的身分、門地、人種、信条、性別等で差別し、または差別を助長する情報
- (4) 違法行為または違法行為を煽る情報
- (5) 噂話などの成否が確認できない情報
- (6) 事実に反する情報
- (7) わいせつな内容を含む情報
- (8) 職員の個人的な考えや主張、状況などの情報
- (9) 小郡市あるいは小郡市と利害関係にある者または団体の秘密に関する情報
- (10) 小郡市および他者の権利を侵害する情報
- (11) 小郡市のセキュリティを脅かすおそれのある情報
- (12) その他公序良俗に反する情報

6 その他

- (1) 保護者に対してもSNS等の個人アカウント等による連絡は原則として行わないこと。
- (2) SNS等に限らず電話等も含め、児童生徒に対して業務上必要のない私的な内容の連絡は厳に行わないこと。
- (3) 送受信する時間帯は良識に照らし配慮すること。